

随意契約理由書

1 案件名称

大淀中学校外12校体育館空調機設置ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

生野中学校外15校体育館空調機設置ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

西島住宅23号館ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9386)

4

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町住宅3号館ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

今津中住宅(1号館)排水管改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

今津中住宅(2号館)排水管改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

今津中住宅(3号館)排水管改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

住吉住宅(12~16号館)排水管改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

上住吉住宅(1・2号館)排水管改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第2住宅1号館ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯(株)

3 随意契約理由

本工事施工については、ガス事業法第61条1項、同法第193条、及び同法第48条による大阪瓦斯(株)の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、一般ガス導管事業者である「大阪瓦斯(株)」と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9386)